

Info
2

空き家の適正管理と解体・利活用の検討をお願いします

放置された空き家やその敷地から伸びる樹木の枝や雑草が、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす事例が発生しています。空き家の適切な管理を行いつつ、利活用の検討をお願いします。利活用の予定のない空き家は解体も検討ください。

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)



まずはセルフチェックしてみましょう

CHECK!

「自分は大丈夫!」と思っていないですか?

空き家には
適切な管理が
不可欠です。



出典:国土交通省

空き家管理チェックリストは、国土交通省ホームページ(右記)からダウンロードできます▶



外観	
☐	建築物全体が傾いていませんか。屋根が全体的に変形していませんか。
☐	外装材などにはがれ、破損や汚損はありませんか。不法侵入につながるような窓の破損はありませんか。
☐	屋根材のはがれや破損はありませんか。軒の脱落、傾きなどは生じていませんか。
屋内など	
☐	柱、はりなどが破損、腐朽していませんか。雨漏りの跡はありませんか。
☐	浄化槽が壊れていたり、排水管の水が干上がったりして、悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
敷地内	
☐	敷地内にごみが散乱して景観を損なっていたり、腐敗して悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
☐	門、塀や屋外階段などに傾きや破損はありませんか。擁壁にひび割れ等はありませんか。
☐	立木の幹が腐ったり、大枝が折れたりしていませんか。枝がはみ出して、人や車の通行の妨げになっていませんか。
☐	動物が棲みつき不衛生な状態や悪臭、騒音が生じていませんか。



空き家の相談会を開催します

CHECK!

「売却したい」「空き家の相続が心配」など、空き家に関するさまざまな悩みを相談できます。空き家のことで困る前に、気軽に相談してみませんか?

	第1回	第2回	第3回
日にち	8月2日(土)	11月8日(土)	令和8年 2月7日(土)
時間	午後1時~5時		
会場	プラザきくる1階 町部地区センター	中央公民館 会議室棟	プラザきくる1階 町部地区センター
申込期間	7月17日(木)~25日(金)	10月22日(水)~31日(金)	令和8年 1月22日(木)~30日(金)



空き家バンクをご利用ください

CHECK!

市の「空き家バンク」に登録すれば、市ホームページや全国版空き家バンクでの情報発信が可能です。空き家の有効活用のため、ぜひ登録ください!

※手続きには条件があります。詳細は市ホームページ(右記)を確認ください。



対象者

- ・市内にある空き家などの所有者もしくは法定相続人
- ・今後空き家などになる可能性がある家屋に居住する人で、売却や活用、相続手続について相談を希望する人

参加方法

完全予約制

申込期間(左記)に都市計画課まで電話ください。

その他

- ・相談時間は1件あたり30分です。
- ・当日は相談内容に関する資料(登記簿や相続関係図)などをお持ちの人は、用意願います。資料がなくても相談は可能です。



問い合わせ 市長公室営業戦略係 (☎35-0924)